

○筑波大学遺伝子実験センター利用細則

平成 22 年 4 月 1 日
遺伝子実験センター部局細則第 2 号

改正 平成 26 年遺伝子実験センター部局細則第 1 号

改正 平成 28 年遺伝子実験センター部局細則第 1 号

筑波大学遺伝子実験センター利用細則

(趣旨)

第 1 条 この部局細則は、遺伝子実験センター細則（平成 22 年遺伝子実験センター部局細則第 1 号）第 8 条の規定に基づき、遺伝子実験センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第 2 条 センターの利用は、研究・教育その他国立大学法人筑波大学（次条において「法人」という。）の運営上必要と認められるものに限るものとする。

(利用資格)

第 3 条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、国立大学法人筑波大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成 17 年法人規程第 61 号。以下「実験安全管理規程」という。）第 22 条に規定する遺伝子組換え実験従事者の登録（以下「従事者登録」という。）を行った者とする。ただし、機器のみを利用する場合は、この限りでない。

- (1) 法人の職員
- (2) 筑波大学の学生及び研究生
- (3) 法人以外の大学又は国公立研究所等の研究機関に所属する者
- (4) その他遺伝子実験センターの長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

(利用の手続)

第 4 条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用申込書をセンター長に願い出なければならない。この場合において、利用者が前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者であるときは、あらかじめ、当該利用について責任を負う指導者（以下「実験責任者」という。）を大学教員（助手を除く。）のうちから定め、実験責任者を經由のうえ当該利用申込書を提出するものとする。

(利用の許可)

第 5 条 センター長は、前条の利用申込書を受理したときは、遺伝子実験センター運営委員会の議を経て、利用の許可又は不許可を決定する。

2 センター長は、利用を許可したときは、利用条件を明示して利用者に通知するものとする。

(利用目的等の変更)

第6条 利用者は、利用目的その他利用申込書の記載事項を変更しようとするときは、実験責任者を經由のうえ、センター長と協議しなければならない。

(利用の終了の報告)

第7条 実験責任者は、利用者がセンターの利用を終了したときは、その旨を速やかにセンター長に報告しなければならない。

(利用期間)

第8条 センターを利用できる期間は、センターの利用を許可された年度内とする。ただし、引き続き利用を希望する場合は改めて所定の手続きをしなければならない。

(利用許可の取消し)

第9条 センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用の途中であっても、当該利用の許可を取り消すことができる。

- (1) センターの運営に重大な支障を生じさせたとき。
- (2) この部局細則又は利用条件に違反したとき。

(利用者の義務)

第10条 この部局細則又は利用条件に違反したとき。

- 2 利用者は、センターの運用に関する教育訓練並びに施設及び機器等の保守について、センター長から依頼があったときは、これに協力しなければならない。
- 3 利用者は、故意又は重大な過失により施設及び機器等を滅失し、毀損し、又は汚染したときは、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(経費の負担)

第11条 利用者は、センターの利用に当たり、別表に定める料金表に従い、消耗品等の実費に相当する額を負担しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要があると認めたときは、利用料の一部又は全部を負担させないことがある。

(経費の負担方法)

第12条 前条に規定する経費の負担の方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則(平成16年法人規則第9号)第27条第2項に定める支出予算区分の支出予算で負担する場合は、当該予算の振替によること。
- (2) 前号以外の場合は、国立大学法人筑波大学出納命令役の発する請求書によること。

(雑則)

第13条 センターの屋外特定区画及び非閉鎖系区画のみを利用する場合は、この部局細則を準用する。ただし、非組換え体のみを用いる場合は、従事者登録を行った者を実験安全管理規程第23条に規定する教育訓練を受けた者と読み替えるものとする。

第14条 この部局細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この部局細則は、平成26年10月16日から施行する。

附 則

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

料 金 表

(機器等)

| 区 分 | 負 担 額 |
|-----------|---|
| 実験室専有料 | 1人当たり 年間 20,000円 |
| 機器利用料 | 1人当たり 年間 5,000円 |
| プリントグラフ | 20円/枚 |
| コピー | 白黒5円/枚 カラー15円/枚 |
| DNAシーケンサー | 600円/ラン (ベックマン CEQ 8000) |
| DNAシーケンサー | 750円/ラン (ABI 3130) 96well Plate 500円/枚 96well Septa 2,250円/枚 |
| 共焦点顕微鏡 | 1,000円/時間 |

(最先端機器)

| 区 分 | 負 担 額 |
|---------------------------------|--|
| Real-time PCR AB7900HT 一式 | 1,000円/ラン |
| 走査型電子顕微鏡 JSM-6010LV 一式 | 3,000円/1時間 |
| 点突然変異検出 4300 DNA analyzer 一式 | 15,000円/ラン |
| 光合成測定機 LI6400 一式 | 3,000円/日 (貸出し) |
| シーケンサー 3500xL 一式 | 4,500円/ラン |
| 第二世代シーケンサー GS Junior 一式 | 全工程 180,000円/ラン ※以下、各工程のみ実施する場合 STEP1のみ 17,000円 STEP2のみ 34,000円 STEP3のみ 129,000円 |

注) 上記料金には消費税相当額を含む